

**令和2年度九都縣市首脳会議廃棄物問題検討委員会**  
**持続可能な資源利用促進事業に係るWebサイト作成業務委託仕様書**

本仕様書は、九都縣市首脳会議廃棄物問題検討委員会（以下「委託者」という。）及び受託者が締結する契約「令和2年度九都縣市首脳会議廃棄物問題検討委員会持続可能な資源利用促進事業に係るWebサイト作成業務」に関する事項について定めるものである。

**1 目的**

九都縣市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）首脳会議に所属する委託者では、過度な資源利用の抑制、廃棄物の削減及びCO<sub>2</sub>の削減に寄与するため、資源の大量消費から、持続可能な資源利用への転換を促進することを目的として、ワンウェイプラスチック製品、容器包装及び食品廃棄物を対象とした新たな事業である、「チャレンジ省資源宣言」を実施する。そのため、新たな事業の周知や宣言事業者の募集等に必要の新規Webサイトの作成・公開を本業務委託の目的とする。

**2 業務概要**

Webサイト「チャレンジ省資源宣言」（以下、「チャレンジ省資源宣言サイト」と言う。）の作成・公開の業務を行う。

なお、「チャレンジ省資源宣言」の内容について、別紙2により事業内容を理解すること。

**3 履行場所**

九都縣市首脳会議廃棄物問題検討委員会事務局

（川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当）及び受託事業者内

**4 業務期間**

契約締結日から令和2年11月30日（月）までとする。

ただし、「チャレンジ省資源宣言サイト」については、令和2年9月18日（金）までに公開するものとする。

**5 委託内容**

**（1）Webサイトの作成業務**

後述「ア 作成の方針」に沿うデザインを提案のうえ、提示するWebサイト構造に沿って、「JIS X 8341-3:2016（高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第三部：ウェブコンテンツ）」の適合レベルAAに準拠したサイト作成を行う。なお、域内住民に対する訴求力を高めるような機能や方策がある場合は、積極的に提案すること。

## ア 作成の方針

- (ア)消費者や事業者が「チャレンジ省資源宣言」に関する情報を容易に入手でき、分かりやすく、かつ委託者の取組等が容易にイメージできるデザイン・構成とする。
- (イ)誰もが利用しやすいよう、アクセシビリティに配慮したサイトとする。
- (ウ)住民に訴求力のある効果的な広報媒体とする。
- (エ)スマートフォンやタブレット端末による閲覧に対応させるなど、多様な利用環境に適応できるサイトとする。

## イ トップページの作成

「ア 作成の方針」に沿った、誰もが分かりやすいトップページのデザインを提案のうえ作成する。

## ウ 下層ページの作成

- (ア) トップページのデザインに沿ったページを作成すること。
- (イ) 「チャレンジ省資源宣言」に申込や活動報告等ができるページを作成すること。
- (ウ) 「チャレンジ省資源宣言」に参加している企業を紹介し、企業の取組を確認できるページを作成すること。

## エ 企業向け管理ページ及び委託者向け管理ページの作成

- (ア) 現行の「容器包装ダイエツト宣言サイト」の管理ページと同等以上の機能を有すること。

(容器包装ダイエツト宣言サイトURL : <https://www.diet-youki.jp/>)

### ※「容器包装ダイエツト宣言サイト」企業向け管理ページの主な機能

- ・ID及びパスワードによるログイン (ID・パスワードはセキュリティ強化のため8文字以上)
- ・ユーザー情報の登録 (ユーザーの登録は、委託者の承認が必要)
- ・ユーザー情報の変更・削除 (削除した場合はデータベースに残すことで、委託者による情報の復帰が可能)
- ・容器包装ダイエツト宣言のロゴマークの取得

### ※「容器包装ダイエツト宣言サイト」委託者向け管理ページの主な機能

- ・ID及びパスワードによるログイン
- ・登録企業情報一覧の閲覧 (ID、企業名、宣言の有無、報告の有無、登録の削除状況及び登録の承認状況等による検索が可能)
- ・登録企業情報一覧のダウンロード (CSVファイル)
- ・登録企業情報詳細の閲覧
- ・登録企業情報詳細のダウンロード (CSVファイル)

- ・企業情報の修正・削除
- ・削除した企業情報の復帰
- ・企業からの登録申請の承認
- ・企業の宣言内容の修正（1つの企業が複数回宣言している場合は、それぞれの宣言の修正が可能）
- ・企業の活動報告の修正（1つの企業が複数回活動報告している場合は、それぞれの報告の修正が可能）

(イ) 企業向け管理ページについて、個人情報を取り扱うためセキュリティに十分配慮するとともに、「容器包装ダイエツト宣言」の管理ページを基に企業担当者が容易に操作できるようなデザインを提案し、作成すること。

(ウ) 委託者向け管理ページについて、個人情報を取り扱うためセキュリティに十分配慮するとともに、「容器包装ダイエツト宣言」の管理ページを基に担当者が容易に操作できるようなデザインを提案し、作成すること。

(エ) 上記の企業向け管理ページ及び委託者向け管理ページについては、スマートフォン・タブレット端末等による閲覧対応及び「(4) Webアクセシビリティへの対応確認」に記載するJIS規格への準拠を必須としない。

(オ) 委託者が事前に受け付けた、宣言に参加する企業の情報、宣言内容のデータ（Excel形式〔画像データを含む〕）をWebページ作成の際に取り込むこと。また、Webの公開の際には、ページに反映させること。

## (2) アクセス解析ツールの組み込み

「Google アナリティクス」により全ページのアクセス数を把握できるよう、予めツールを組み込むこと。

## (3) アップロードおよび動作確認

作成したページ等をサーバーにアップロードし、ブラウザ上で体裁やリンク等の確認を行う。

## (4) Webアクセシビリティへの対応確認

「JIS X 8341-3:2016（高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第三部：ウェブコンテンツ）」の適合レベルAAに準拠しているかの確認を行い、Webサイト内に表示する。ただし、管理ページは除く。

## (5) 操作マニュアルの作成

企業向け管理ページ及び委託者向け管理ページについて、操作方法を画像付きで詳しく記載したマニュアル2部及びその電子データ（CD-R2枚）を作成し納品すること。

## 6 作業における注意点

(1) 作業者については、以下の要件を満たしていること

ア HTML 及びCSS を利用したWEB コンテンツを問題なく作成でき、PHP をはじめとする基礎的なプログラム言語について十分に理解していること。

イ ワード、エクセル等の基本的なアプリケーションソフトが利用できること。

ウ Adobe Photoshop、Adobe Illustrator 等を利用して、画像を作成及び加工修正できること。

エ FTP によるファイル転送について理解し、サーバーへのファイルアップロード作業を支障なく行えること。

(2) 原則として以下のブラウザで概ね同じ表示がなされるよう作成する。

- ・Safari 最新版
- ・Internet Explorer 最新版
- ・Google Chrome 最新版
- ・Android Browser 最新版
- ・Firefox 最新版
- ・Edge 最新版

各ブラウザについては、Windows、Mac、主なモバイル端末で問題無く表示されるコンテンツを作成すること。また、スマートフォンでの表示に対応させること。

(3) HTML で使用するウェブセーフカラー以外を使用するときは、機種・ブラウザによる発色の違いに配慮すること。

(4) Web サイト公開後、不具合や改善が望ましい事項が生じた場合は、委託者の指示に従い速やかに修正を行うこと。

(5) 本委託業務の成果品は、本委託業務に係る履行期間終了後において委託者が本サイトを支障なく維持管理することができる状態で委託者に引き渡すものとする。

## 7 支払方法

委託業務完了検査終了後、受託者からの請求に基づき支払う。

## 8 連絡体制等

受託者は、本委託業務の契約後遅滞なく、緊急時の連絡体制・役割分担を定め、委託者へ報告すること。また、障害が発生したときは、障害の内容・対応経過を委託者へ報告すること。

## 9 その他

業務の遂行にあたっては、次の事項に十分配慮すること。

- (1) 業務の遂行に際し、上記の指示事項及びその他必要事項については、十分協議を行うとともに、委託者の指示を受けること。また、その他仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上決定するものとする。
- (2) 業務の実施過程で知り得た電子メールアドレス、その他のデータは、適切に管理を行い、外部への漏えいがないよう、その保護対策に万全を期すこと。また、データ等については、事務局担当者の許可無く持ち出してはならない。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、関係法令を遵守すること。
- (4) 業務の進捗状況については、委託者に適宜連絡するとともに、必要に応じて打合せを行い業務の報告を行うこと。
- (5) 本委託業務で得られた成果品及び使用した画像・標語等の権利は、委託者に譲渡すること。

## 10 事業担当

九都縣市首脳会議廃棄物問題検討委員会事務局

(川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当)

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2558

FAX：044-200-3923

E-mail：[30haise@city.kawasaki.jp](mailto:30haise@city.kawasaki.jp)

	対応Ver. 等	備考
独自CGI/Perl	Perl5.8以上	
PHP	5.6(CGI版) 7.0(CGI版) 7.0(モジュール版)	
Smarty	対応	
cron	対応	
SSI	対応	
Ruby	1.8 1.9 2.0 2.1 2.2 2.3	Ruby on Railsは非対応となります。
Subversion	対応	
Git	対応	

# チャレンジ省資源宣言（旧 容器包装ダイエイト宣言）

## 持続可能な資源利用促進事業（旧 容器包装発生抑制事業）

過度な資源利用の抑制・廃棄物の削減及びCO<sub>2</sub>の削減に寄与するため、資源の大量消費から、持続可能な資源利用への転換を促進することを目的とし、各種目標の達成に資する各企業の取組を支援し、住民への普及啓発を図る事業とする。

### 1 目的

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会が、ワンウェイプラスチック製品、容器包装、食品廃棄物の発生抑制や減量化等について事業者が行う自主的な取組を支援する事業を実施することにより、首都圏をはじめ、日本国内のワンウェイプラスチック製品、容器包装、食品廃棄物の減量化やリサイクルを促進することを目的とします。

### 2 宣言対象物

- ① ワンウェイプラスチック製品（一度使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製品）
- ② 容器包装（容器包装リサイクル法第2条第1項に規定する容器包装）
- ③ 食品廃棄物（食品リサイクル法第2条第2項に規定する食品廃棄物等）

### 3 宣言資格

- ① ワンウェイプラスチック製品の製造、加工、卸売若しくは小売を業として行う事業者又はワンウェイプラスチック製品を利用する事業者
- ② 容器包装リサイクル法第2条第11項に規定する特定容器利用事業者、同条第12項に規定する特定容器製造等事業者又は同条第13項に規定する特定包装利用事業者
- ③ 食品リサイクル法第2条第4項に規定する食品関連事業者

### 4 宣言内容

次の各号に掲げるいずれかの目標に資する自主的な取組について、宣言を行うことができます。

また、容器包装のうちプラスチック製容器包装を除くものについては、次の①及び②以外に容器包装の発生抑制、減量化等に資する自主的な取組について宣言を行うことができます。

- (4) ワンウェイプラスチック製品、プラスチック製容器包装に関する目標  
(令和元年 5月 31日付プラスチック資源循環戦略において設定されたマイルストーン)
  - ア 2030年までにワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で 25% 排出抑制する。
  - イ 2025年までにプラスチック製容器包装・製品を分別容易かつリサイクル・リユース可能又はリサイクル可能なものとする。
  - ウ 2030年までにプラスチック製容器包装の 6割をリユース又はリサイクルする。
  - エ 2030年までにプラスチックの再生利用を倍増する。
- (2) 食品廃棄物に関する目標
  - ア 家庭系食品ロス量については、2030年度を目標年次として、2000年度の半減とする。（※第4次循環型社会形成推進基本計画）
  - イ 事業系食品ロス量については、2030年度を目標年次として、サブライチエーン全体で 2000年度の半減とする。  
(※食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針)

## 5 宣言する取組期間

宣言を行う日が属する年度に実施する取組について行う。

ただし、複数年度にわたり実施する取組についての宣言を妨げるものではありません。

## 6 宣言の新規申込

宣言することを希望する事業者は、随時チャレンジ省資源宣言ウェブサイトから九都県市に宣言を申し込むことができます。

## 7 宣言の公表

- (1) 宣言を行った事業者の情報及び宣言事業の公表は、原則としてチャレンジ省資源宣言ウェブサイト上で行います。
- (2) 公表期間は、宣言を行った日から宣言事業が終了した日の属する年度の翌年度の4月 30日までとします。
- (3) 九都県市は、宣言事業者の情報及び宣言事業について、各種広報紙、ポスター、新聞広告等での使用や記者発表を行うことができるものとします。

## 8 宣言の更新

宣言事業終了年度後に引き続き宣言を行う場合は、宣言事業終了年度の翌年度の4月 30日までに、チャレンジ省資源宣言ウェブサイト上から宣言を更新することとします。



## 9 宣言の取りやめ

チャレンジ省資源宣言ウェブサイト上から随時宣言を取りやめることができます。

ただし、九都県市は、宣言事業者の行った宣言事業の情報を引き続き保有し、統計的に利用できるものとしします。

## 10 活動報告

(1) 各年度の宣言事業の結果について、活動した年度の翌年度の6月30日までに、チャレンジ省資源ウェブサイト上から、チャレンジ省資源宣言活動報告書により九都県市に報告するものとしします。

(2) 報告書は、原則として前項の規定による報告後から1年間、当サイト上で公開します。

## 11 宣言事業者の公表中止

九都県市は、宣言事業者又はその関係者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、宣言事業者の公表を停止し、又は中止することができるものとしします。

- (1) 宣言資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 他の宣言事業者又は第三者を中傷する目的で当サイトを使用した場合
- (3) 宣言事業が事実と異なる場合
- (4) その他九都県市が不正・不当な利用と判断した場合



## 12 ロゴマークの使用

宣言事業者は、別に定めるチャレンジ省資源宣言ロゴマークを無償で使用できるものとしします。

## 13 事業実施期間

2020年度から2030年度まで（※2022年度に事業内容の見直しについて協議する。）